

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜東部 (時志地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】

- ・担い手の高齢化が進んでおり、後継者や新たな担い手もない。
- ・圃場内に耕作放棄地が数か所できた。
- ・山の上などの条件の悪い場所に耕作放棄地が多い。
- ・農地の段差が大きいため、大区画の圃場の確保ができない。
- ・農道の草がひどい。

【課題】

- ・担い手の育成、確保。地区の中心的な担い手を確保する。
- ・所有者の草刈りが必要。地域の協力による草刈りでは対応できなくなっているため、受委託の検討。
- ・農道に樹木の枝が出てきており、通行に支障が出ているため管理体制の強化が必要。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

若い担い手を受け入れ、露地野菜の栽培のため田を畑地に転換し、地域全体の耕作放棄地の発生を抑制する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
状況把握に務め、担い手に集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理事業を活用し農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良施設の長寿命化のため多面的交付金を活用し、補修活動を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
担い手への農地の集積を進め、中心的な担い手の確保を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②農地の草刈りについて、区総会にて所有者へ依頼し、実施できない場所については、ぼた焼を行いカバーしていく。農道の樹木伐採についても計画的に行う。
⑨担い手の確保